

平成30年度

学校いじめ
防止基本方針

柏原市立桜坂小学校・中学校

平成30年 学校いじめ防止基本方針

柏原市立桜坂小中学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを絶対に許さない児童生徒の意識を育成することになる。

本校では、「すべての児童生徒に、『学ぶ楽しさ』と『わかる喜び』を」を教育目標としており、児童自立支援施設(修徳学院)内に設立された学校として、施設の特徴を生かし、教職員と学院職員と連携協力しながら、学力保障を中心に、より良い社会人としての「生きる力」や「望ましい人間関係づくり」の育成をめざした自立支援を行う。そのために、教育活動全てにおいて全職員が一人ひとりの児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、よりそって支援するという児童生徒観、指導観に立った指導を徹底する。いじめによって、児童生徒一人ひとりの人格や個性が侵害されることが、絶対にあってはいけないという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各担任、学年主任、養護教諭、道徳教育担当、人権教育担当、支援教育担当、スクールカウンセラー、学院職員

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 各取組の有効性の検証
- キ 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

桜坂小中学校 いじめ防止年間計画(内容)

	小学校	1年生	2年生	3年生	学校(職員)
4月	花見の会(コミュニケーション・仲間づくり) 寮担当者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 寮遠足(コミュニケーション・仲間づくり)				いじめ防止対策委員会①(年間計画の確認) 新転任者研修①(生徒理解) 生指定例会議①(クラス報告・事例研修) 学校・学院連絡会①
5月	讃母の式典(感謝の気持ち) 春季球技大会(コミュニケーション・仲間づくり)				生指定例会議②(クラス報告・事例研修)
6月					院内研究会(人権講演会) 生指定例会議③(クラス報告・事例研修)
7月	生活アンケート① 個人面談 寮キャンプ(コミュニケーション・仲間づくり)				生指定例会議④(クラス報告・事例研修・中間総括) いじめ防止対策委員会②(1学期状況報告・見直し)
8月	盆踊り(協調性)				学校・学院連絡会② 中河内人権教育研修会 寮研修(生徒理解) 生指研修(生徒理解)
9月	水泳大会(団結力) 運動会(協調性・団結力)				生指定例会議⑤(クラス報告・事例研修)
10月	校外学習(社会見学)				生指定例会議⑥(クラス報告・事例研修)
11月	生活学習発表会(自主性・協調性) 秋季球技大会(協調性・団結力) 近畿駅伝大会(団結力)				生指定例会議⑦(クラス報告・事例研修)
12月	中学3年生修学旅行(平和学習) クリスマス会(協調性・自主性) 院内駅伝(陸上)大会(団結力) 個人面談				生指定例会議⑧(クラス状況) いじめ防止対策委員会③(2学期状況報告・見直し)
1月	耐寒登山(協調性) 生活アンケート② スキー学習(協調性)				生指定例会議⑨(クラス状況・事例研修) 学校・学院連絡会③
2月	小学生6年生修学旅行(平和学習)				院内研究会(人権講演会) 生指定例会議⑩(クラス状況・総括)
3月					小中連絡会 いじめ対策防止委員会④(3学期状況報告・見直し・総括)

5 取組状況の把握と検証

- ・毎月生指定例会議を開催し、いじめ事象の未然防止や早期発見に向けて、対応の検証を行っている。
- ・学期末に会議を開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体には、人権尊重が徹底され、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

また平素から、いじめがほとんど全ての児童生徒に起きる可能性があり、被害者としてばかりでなく、加害者としても巻き込まれ、同じ年度の中で入れ替わりながら経験するものであると認識し、他人に対するマイナスな言動(おちょくりや悪ふざけ)を一切認めず、たくさんの大人が見守っているという体制づくりのために、教職員と学院職員との連携を密にして、児童生徒にかかわる状況や情報を共有し、全児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるように努める必要がある。

これらを踏まえ、いじめ防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、学院職員との一致協力体制を確立し、教育委員会や関係機関とも適切に連携の上、実状に応じたきめ細かい対策を推進する必要がある。

2 いじめの防止のための措置

- (1) 平素から、教職員間でいじめについての共通理解を図るため、どんな小さなことでも見逃さない態度で子どもたちを見守る姿勢を忘れないように声をかけあい、情報の共有を徹底する。児童生徒に対しては、現状を把握して、いつもみんなが見守っていることを伝え、不安なく、安全に、気持ちよく学校生活を送ることができるよう、根強い信頼関係を作ることに努める。
- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、授業だけでなく、学活や清掃時間、休み時間、行事等のあらゆる教育活動の中で、感謝の気持ちを伝えたり、丁寧な話し方でのコミュニケーションをしたり、話し合い、積極的な助け合い等の機会を与えることで、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意として、子どもたちの思いや感情を丁寧に聴き、児童生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。勉強がわからない子どもが授業でストレスを感じ、いじめが生まれることもあることを踏まえ、分かりやすい授業づくりを進める。一方でストレスに適切に対処できる力を育むために、自己の感情に気づき、それをコントロールできるようになるような訓練等で支援していく。また、平素から、教職員の不適切な認識や言動、指導の在り方等で、いじめを助長するようなことがないように注意をばらう必要がある。
- (4) すべての教育活動において、自己有用感や自己肯定感を育むような声掛けや関わりを実践する。
- (5) 道徳の時間や人権学活、総合的な学習等で、いじめについて学んだり考えたりするような活動を取り入れ、児童生徒が自らいじめについて学び、取り組む姿勢や態度を育成する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。そこで児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように、教育活動においては学院職員と一緒にいこうと行い、教職員同士はもちろん、学院職員同士、教職員と学院職員のつながりを密にして、積極的に児童生徒の情報交換を行い、「早期認知」、「早期対応」をしていく。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 1・2学期末の定期的なアンケートや教育相談(懇談)、毎日のホームルームや休み時間等でのあいさつや声掛け、毎時間の学級連絡ノート、放課後の寮訪問等での児童生徒との面談等で、日常の児童生徒の実態把握に努める。
- (2) 児童生徒が、安心して抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、寮訪問、学期末の懇談等で、自分のことや仲間のことなどを信頼して気軽に何でも相談したりできるよう、良好な関係づくりに努める。
- (3) 寮担当者が抵抗なくいじめに関して相談できる体制として電話、寮訪問(懇談)等を通じ、情報の交換や共有をする。また、月ごとの学院の会議で、児童生徒の寮内での生活や人間関係等の情報の交換や共有をし、児童生徒をきめ細かく見守っていく。
- (4) 教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、毎日の昼休み打ち合わせ、毎月末のスクールカウンセラーを交えての定例会(年間10回)等で、児童生徒の情報交換を行い、共有し、児童生徒をきめ細かく見守っていく。
- (5) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報については厳重に取扱い、対外的に取扱う場合、管理職を通じ、必ず本人や寮担当者、関係機関などの理解や協力を得て扱う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や寮担当者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。具体的な生徒や寮担当者へは、関係機関とも連携をとりながら対応する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、児童生徒や寮担当者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかにいじめ防止対策委員会(生活指導主事)と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の寮担当者への連絡については、寮訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学院職員を通して子ども家庭センターや所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに学院職員を通して子ども家庭センターや所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその寮担当者への支援

- (1) いじめた児童生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支援できる体制をつくる。その際、いじめ防止対策委員会が中心となって継続的に支援・対応する。

4 いじめた児童生徒への指導又はその寮担当者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の寮担当者と連携し、指導を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。その指導にあたり、学校は、学院職員と連携し、組織的に、いじめをやめさせその再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調したりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、スクールカウンセラーと連携し、児童生徒のエンパワメントを図る。体育祭や生活学習発表会、校外学習等は児童生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、学院職員と協力して、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。

(2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・寮担当者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

(3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会(研修等)を設ける。

7 継続的な支援と、対応の見直し

対応後の支援については継続的に行うとともに、対応の検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第5章 その他

いじめが起こった場合、学校だけで対応せず、本校の「学校いじめ防止基本方針」に則って、修徳学院と関係機関と十分に協議し、連携して指導に当たる。

いじめ対応 「早期認知」「早期対応」

◎いじめ情報(いじめ並びにいじめと疑わしき行為を発見した場合は、その場で行為を止める)



情報を集める(正確な実態把握)	
学級担任を中心に複数の職員(教職員・学院職員)	いじめ防止対策委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・暴力を伴う場合、複数の職員が駆けつける。 ・相談や訴えに、真摯に傾聴する。 ・場所や時間等に慎重な配慮をし、速やかに聞き取りを行う。 ・複数いる場合は、同時刻かつ個別に聞き取りを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員、児童生徒、寮担当者等から情報を集める。 ・得られた情報を確実に記録に残す。(5W1H)児童生徒の進学、進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。 ・一つの事象にとらわれすぎず、全体像を把握する。



指導・支援体制を組む(役割分担)
いじめ防止対策委員会



子どもへの指導・支援	寮担当者との連携	関係機関等との連携
学級担任を中心に複数職員	管理職、学級担任を中心に複数職員	管理職(校長又は教頭)
<p>○被害者(知らせてきた者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全の確保をするとともに、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。 ・教職員、スクールカウンセラー、寮担当者などと連携し、寄り添い支える体制をつくる。 ・「あなたは悪くない」ことをはっきり伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。 <p>○加害者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かせる行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。 ・必要に応じて、別室において指導したり、出席停止制度等で、被害者が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。 ・指導で十分な効果が上げることが困難な場合は、関係機関とも連携して対応する。 ・抱える悩みや問題など、いじめの背景にも目を向ける。 <p>○傍観者(はやしたてていた者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせるように伝える。 ・はやしたてるなど同調することも、いじめに加担する行為であることを理解させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・寮訪問等(加害、被害とも)により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法や、関係機関との連携方法について話し合う。 ・被害者側の保護者への対応は寮担当者が行う。対応については以下の3点について配慮する。 <p>※被害者側の保護者への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> ①徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。 ②事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事象に関する情報を適切に提供する。 	<p>管理職が教育委員会に報告し、相談する。</p> <p>被害児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。</p>



継続した支援・いじめ対応の見直し(未然に防ぐ対策)
いじめ防止対策委員会

いじめ未然防止のための学校体制

